

**大学等が公認心理師となるために
必要な科目を開講・変更するにあたっての
よくある御質問（更新日：令和5年3月1日）**

項番	質問	回答
1	確認申請書はどのような点に気を付けて作成すればよいでしょうか？	<p>定められた要件を充足していることが書類上明らかになるように作成してください。特に記載が不十分な点として、以下の点があげられますので留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習演習担当教員及び実習指導者が要件を満たしているか。 ・実習演習担当教員及び実習指導者が指導を行える学生数以上の体制となっているか。 ・実習演習計画において、「含まれる事項」「巡回指導」「実習時間（担当ケースや学内・学外の内訳含む）」が漏れなく記載されているか。記載箇所には下線を引いてください。 ・医療機関における実習が必須となっているか。（保健医療分野が必須ではなく、医療機関（病院又は診療所）が必須です） ・学内の心理相談室での実習についても、<u>確認申請書への記載、実習指導者調書および実習施設承諾書が必要</u>です。また、学内相談室での実習は主要5分野には含まれません。
2	実習演習担当教員の要件として、非常勤講師の経歴も含めてよいですか？	非常勤講師としての教育歴も含めて差し支えありません。
3	教員調書の教育歴「心理に関する教育内容」には、具体的な科目名を記載する必要がありますか？	具体的な科目名を記載してください。また、科目名に「演習/実習」が含まれない場合、心理分野の演習もしくは実習であることが確認できるように、カッコ書きなどで「演習/実習」を明記してください。
4	実習演習担当教員の要件として、学内相談室等で学生に対しスーパービジョン等を行った経歴を、「心理分野の演習又は実習の教授」として含むことはできますか？	実習演習担当教員要件は、心理分野の演習又は実習の科目を、 <u>科目の担当</u> 者として指導したものを、基本的に想定しております。科目の担当者でない立場で行ったものは、含まれません。
5	心理に関する演習・実習の教授の経験が3年未満だが、心理演習、心理実習または心理実践実習を補助的な立場で担当し、その期間を担当教員要件として含めて申請することは、認められますか？	補助的な立場で担当したことは、教授の経験とは言えませんので、教員要件に含めることはできません。
6	どのような職種だと実習指導者として認められますか？	<p>実習指導者の要件に職種は含まれていませんので、どのような職種であっても、当分の間、公認心理師法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事し、又は従事した経験を有する者のうち、実習演習科目を開講する大学等が適当と認める者であれば実習指導者として認められます。</p> <p>ただし、<u>実習指導者調書の職歴欄に、「職名」は必ず記載してください。</u></p>
7	実習指導者は非常勤でも問題ありませんか？	非常勤の方でも問題ありません。
8	実習演習担当教員講習会、実習指導者講習会は、いつ始まりますか？	準備を進めておりますが時期は未定です。決まり次第、厚生労働省WEBサイト等で公表いたしますので、今しばらくお待ちいただければと思います。

**大学等が公認心理師となるために
必要な科目を開講・変更するにあたっての
よくある御質問（更新日：令和5年3月1日）**

項番	質問	回答
9	実習施設承諾書は、その施設の設置者に承諾いただかなければならないのですか？	設置者に承諾いただく必要があると考えますが、施設長など承諾する権限をお持ちの方であれば、その方でも差し支えありません。
10	新規開講の確認申請書を提出してから、どれくらいの期間で回答をもらえるのでしょうか？	定められた期間内にご提出いただければ、開講までにはご対応させていただきます。
11	古い様式を使用しての提出は認められますか？	申請の時点で最新の様式を使用してください。 様式は、厚生労働省WEBサイトに掲載しています。
12	実習担当教員が、実習施設でも勤務している場合、その施設の実習指導者になることはできますか？	できません。 <u>実習担当教員と実習指導者は原則、別の person としてください（学内相談室を除く）。</u> ただし、学部の心理実習においては、他に実習指導者を立てるのが <u>困難な場合に限り</u> 、担当教員が指導を行うことができます。
13	実習施設への実習担当教員による巡回指導を「概ね週1回以上行うこと」とあるが、週1回実習を行う場合、毎回巡回しなければならないのですか？	回数目安が週1回以上という趣旨なので、週1回実習を行うのであれば、 <u>実習5回につき1回以上程度巡回指導を行っていただければ結構です。</u> 学部の心理実習で、教員が毎回引率して指導を行う場合は、その旨を記載してください。
14	【心理実習のみ】 心理実習において、実習指導者が心理実習中に実習生を指導することが困難な場合で、実習演習担当教員が実習施設において実習生に指導を行う場合、提出書類にはどのように記載をすれば良いのでしょうか？	「確認申請書（大学等）」の「8. 実習施設」のうち、当該実習施設の「実習指導者氏名」の欄に、カッコ書きで実習演習担当教員の氏名を記載するか、「※実習演習担当教員」を付記するなどして、その違いがわかるように記載してください。なお、この場合における実習演習担当教員の実習指導者調書は不要です。
15	実習の内容に変更があった場合はどのように手続きをすればよいのでしょうか？	変更があった日から1か月以内に変更届（開講科目確認書又は確認申請書の様式に準じて各大学等において作成すること。）を提出してください。 具体的には、 ・変更届（鑑文）、 ・変更箇所と変更理由がわかる書類（任意様式）、 ・変更を反映させた、申請時の書類から変更する部分がある書類全てを提出してください。 <u>変更が生じていないページは、提出不要です。</u> また、厚生労働省WEBサイトに「公認心理師変更届記載マニュアル」を掲載していますので、そちらもご参照ください。
16	実習演習担当教員や実習指導者の姓が変更された場合も、変更届の提出は必要でしょうか？	左記のような変更（実習内容に直接の関係のない軽微な変更）であれば、単体での提出は不要です。他の変更が生じた際にあわせて届出てください。他には学長名の変更や、実習施設の代表者の変更等についても同様の取扱いとします。

**大学等が公認心理師となるために
必要な科目を開講・変更するにあたっての
よくある御質問（更新日：令和5年3月1日）**

項番	質問	回答
17	実習演習担当教員や実習指導者が変更になった場合、調書頁番号はどのように変更すれば良いでしょうか？	大学において管理のしやすい番号としていただいで構いません。欠番が生じて問題ありません。変更した箇所が分かるように下線を引いてください。 ちなみに、実習指導者調書頁番号の付け方は、施設毎に枝番（1-1、1-2・・・）にするのがおすすめです。（マニュアル参照）
18	変更届に対する、確認した旨の回答はもらえますか？	変更届の確認後、問題がなければ受理し、こちらからの回答は特に行っておりません。修正等が必要な場合は、ご連絡させていただきます。
19	書類の送付はメールでよいとのことですが、郵送でも同じものを送付するべきでしょうか？	いいえ、どちらかで構いません。ご都合のよい方でお送りください。
20	実習演習計画書は、変更がない限り、提出しなくてよいですか？	基本的には必要ありませんが、随時、より充実した内容へと更新していくことは必要だと考えます。記載内容について、定期的に見直しをしていただくようお願い致します。こちらから修正等をお願いする場合もございます。
21	書類全体に通しのページ番号を付ける必要はありますか？	通し番号は必要はありません。 ページ番号は、教員調書と実習指導者調書のみで構いません。
22	学則に変更がありました。学則を全て提出する必要はありますか？	特に必要ありません。